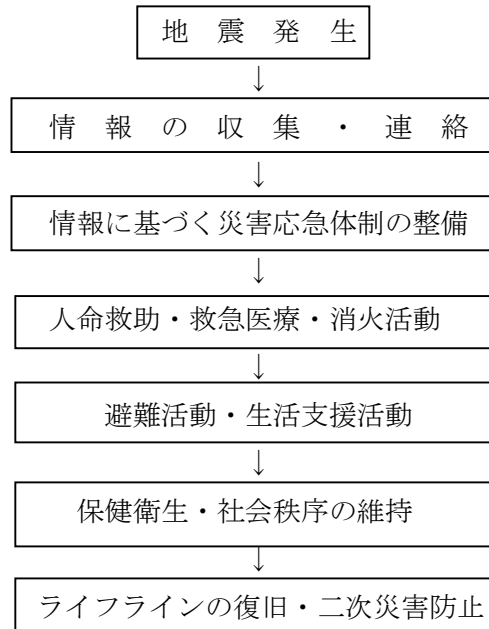


第4編 災害応急対策計画（震災対策）

災害応急対策計画は、地震の発生に際して、その機能を有効・適切に発揮し、市民の安全と被害者の救護を図ることを目的とする。

（災害応急対策）



第1章 防災関係機関の活動

（全庁）

各機関は、市内及び市周辺において地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。この場合において、各防災関係機関はその組織及び機能の総力をあげて災害応急活動を実施していく。

1 市の組織と体制

市は、市内に地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき、その責務を遂行するため市災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

市及び市周辺地域に災害救助法が適用されたときには、知事の指揮を受けて、市長を本部長とし、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

また、市は、災害応急対策を実施しつつ、災害時においても優先的に実施すべき行政サービスを提供するため、業務継続計画（BCP）の策定に努め、災害時における速やかな業務の再開・継続を図る。

なお、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について盛り込むものとする。

（1）地震発生初期の措置

総務部長は、市の区域あるいは市周辺地区で震度4以上の地震が発生した場合、本市に全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急地震速報が発表された場合及び長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、次の措置を講ずる。

ア 地震及び気象に関する情報の収集

イ 被害状況の把握

総務部長は、収集した被害状況を整理し、速やかに市長に報告する。

また、夜間・休日に地震が発生した場合、予め指名された初動班は本庁、各総合支所に自主参集し、情報収集・被害状況の把握にあたる。

（2）津波注意報発表時の措置

長崎地方に「津波注意報」が発表された場合、市においては「警戒本部」を設置し、情報の収集、被害状況の把握にあたる。

（3）西海市災害警戒本部

ア 設置基準

本市に震度4以上の地震が発生した場合、本市に全国瞬時警報システム（J-ALERT

T) の緊急地震速報が発表された場合及び長崎地方に「津波注意報」が発表された場合は、災害警戒本部を設置する。

関係機関との情報収集を行い、関係部課長会議を開催し協議のうえ、必要と認められる場合には災害対策本部へ移行する。

イ 廃止基準

- (ア) 市内の災害の危険が解消したとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (ウ) 災害対策本部が設置されたとき

ウ 事務分掌

市災害警戒本部組織の事務分掌は災害対策本部の事務分掌に準ずる。

エ 本部の設置及び廃止の伝達

市災害警戒本部設置及び廃止については、総務企画部総括班より各部に伝達する。

オ 本部設置の場所

市災害警戒本部は、市庁舎におく。設置予定場所には、通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。

(4) 西海市災害対策本部

西海市災害対策本部の組織及び編成等は、「西海市災害対策本部条例」等の定めるところによる。

ア 設置基準

設置基準は次のとおりである。

- (ア) 市災害警戒本部が設置された場合

長崎地方に津波注意報が発表され災害警戒本部を設置した場合で、関係機関との情報収集を行い、関係部課長会議を開催し協議のうえ、必要と認められる場合

- (イ) 本市に震度5以上の地震が発生した場合、又は長崎県内に大津波警報・津波警報が発表された場合

※ 市災害対策本部を設置した際は、速やかに県（県北振興局）に報告する。

なお、解散したときも同様とする。

イ 廃止基準

- (ア) 市内に災害の危険が解消したとき
- (イ) 災害応急対策が概ね完了したとき

ウ 編成組織

- (ア) 本部に本部長および副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長には副市長および消防団長を、本部員には教育長、各部の長、各課長、消防団方面団長及び方面副団長をもってあてる。

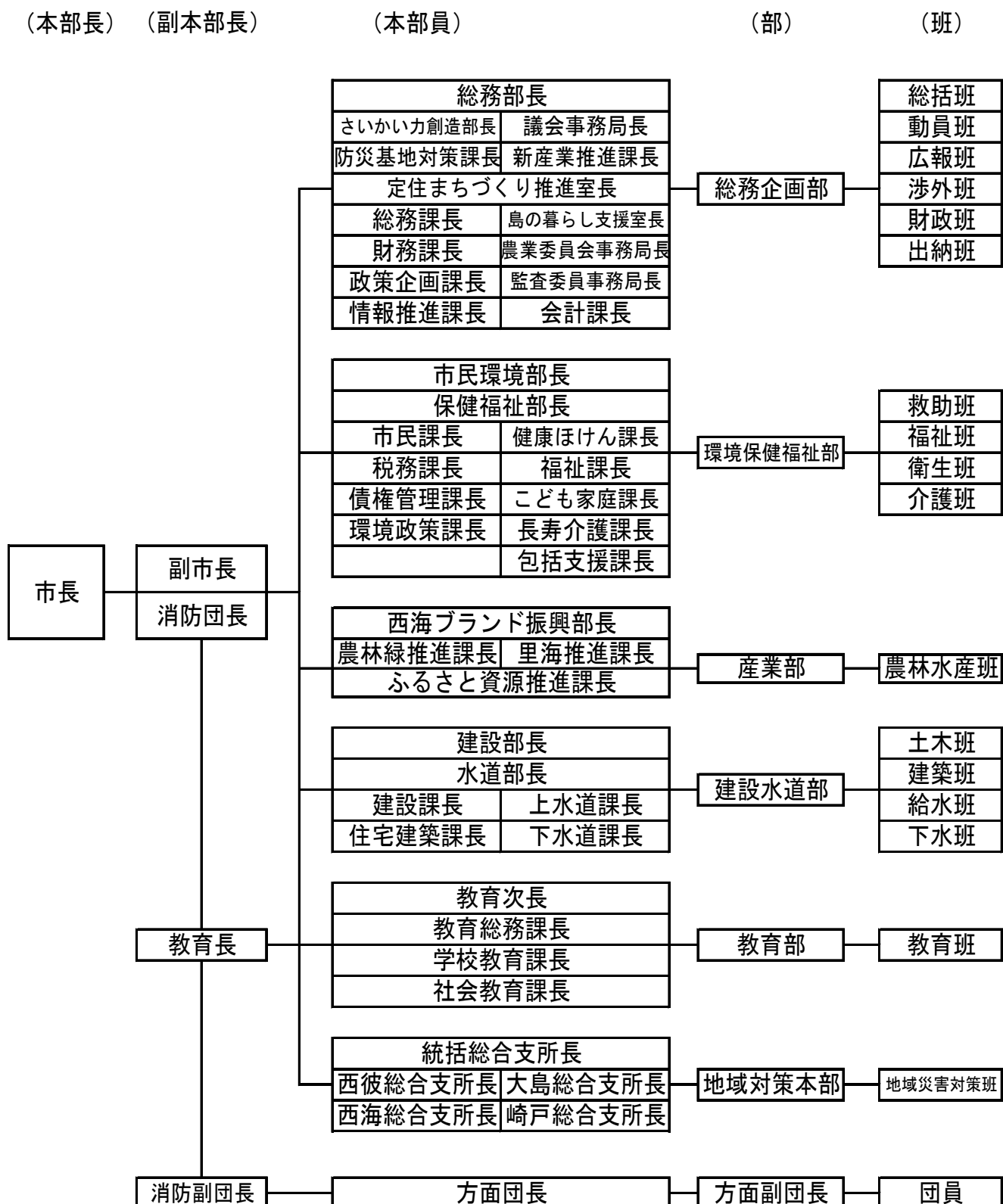
- (イ) 本部に災害対策要員を置き、市の職員をもってあてる。

- (ウ) 配備体制は、震度5弱の場合は第1配備、5強の場合は第2配備、震度6弱以上の場合は第3配備とする。(181 ページ 災害対策配備体制 参照)

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

災害対策本部の編成

本部の編成は次のとおりとする。



第4編 災害応急対策計画（震災対策）

エ 事務分掌

（ア）本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

- a 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項
- b その他本部長が必要と認める事項

（イ）各対策の所掌事務は次のとおりとする。

災害対策本部の所掌事務

	班 名	班 長	所掌事務
総務企画部	総 括 班	長 防災基地対策課長 副 政策企画課長 定住まちづくり推進室長	①災害対策本部に関すること ②総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること ③部外諸機関との連絡に関すること ④自衛隊の出動要請に関すること ⑤中央に対する要望書の作成、提出に関すること。 ⑥本部長の命令伝達に関すること ⑦消防・水防に関すること
	動 員 班	長 総務課長	①災害時における人員の配置及び調整に関すること ②非常招集に関すること ③被災地視察及び連絡船車の整備に関すること ④災害応急物資の調達に関すること ⑤行政無線の維持及び通信に関すること
	広 報 班	長 情報推進課長 副 新産業推進課長 島の暮らし支援室長	①気象情報の接受及び通報に関すること ②災害情報の収集に関すること ③災害関係の広報に関すること ④災害写真の撮影及び記録映画の作製に関すること ⑤災害記録に関すること ⑥事業所等の被害状況収集に関すること ⑦応急復旧資材及び必需物資等の確保斡旋に関すること
	渉 外 班	長 農委事務局長 副 監査事務局長	①議会活動に関すること (市議会災害対策会議設置までの間) ②各種団体との連絡調整に関すること
	財 務 班	長 財務課長	①災害対策に係る予算措置に関すること ②市の応急復旧資金の調達に関すること ③公有財産の被害状況の調査収集及びその対策に関すること
	出 納 班	長 会計管理者	①援金の保管に関すること ②災害に伴う諸支出に関すること
	救 助 班	長 市民課長	①避難所の設置誘導に関すること ②被災者への炊き出し及び食料品の給与に関すること

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

環境保健福祉部		副 税務課長 債権管理課長	③服、寝具及び生活必需品並びに学用品の支給に関する こと ④人員及び家屋の被害状況の収集に関する こと ⑤り災証明の発行に関する こと
	福祉班	長 福祉課長 副 こども家庭課長 包括支援課長	①災害救助法の適応に関する こと ②被災児童の保護に関する こと ③被災世帯の対策に関する こと ④災害応急仮設住宅に関する こと ⑤生業資金及び更生資金の貸付 斡旋に関する こと ⑥災害時における労務者の確 保に関する こと ⑦被災者の就職斡旋、相談に 関する こと ⑧義援金等の交付及び配分に 関する こと
	介護班	長 長寿介護課長	①障害者、高齢者の保護、物 資等の確保に関する こと ②要配慮者の避難、保護に関 する こと
	衛生班	長 環境政策課長 副 健康ほけん課長	①被災地の防疫対策に関する こと ②災害時における食品衛生に 関する こと ③医療救護に関する こと ④医療品等の調達及び配分に 関する こと ⑤災害廃棄物処理に関する こと
産業部	農林水産班	長 農林緑推進課長 副 ふるさと資源 推進課長 里海推進課長	①農地農林全般の被害状況の 収集に関する こと ②観光・水産施設の被害状況 の収集に関する こと ③農作物の災害対策に関する こと ④農水産業者の災害金融に関 する こと ⑤農作物の災害に伴う病虫害 の予防及び駆除に関する こと ⑥家畜の災害対策並びに感染 症予防及び防疫に関する こと ⑦観光施設・漁港の災害対策 に関する こと ⑧被災商工業者の災害金融に 関する こと
建設水道部	土木班	長 建設課長	①公共施設全般の被害状況収 集に関する こと ②道路・橋梁の災害対策に関 する こと ③港湾の災害対策に関する こと ④水防及び高潮対策に関する こと ⑤地滑り対策に関する こと ⑥都市下水路の災害対策に関 する こと ⑦土木復旧事業に関する こと ⑧災害時における道路及び橋 梁の使用に関する こと
	建築班	長 住宅建築課長	①建築物の災害防止に関する こと ②災害住宅の建築に関する こと ③応急仮設住宅の設置及び資 材の調達に関する こと ④住宅金融に関する こと ⑤被災建築物の応急危険度判 定に関する こと ⑥被災宅地の危険度判定に関 する こと
	給水班	長 上水道課長	①水源の被害状況収集に関す る こと ②給水施設の被害状況収集に 関する こと

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

			③飲料水の供給に関すること
	下水道班	長 下水道課長	①水道施設の被害状況収集に関すること ②下水道施設の災害復旧事業に関すること
教育部	教育班	長 教育総務課長 副 学校教育課長 社会教育課長	①文教施設の被害状況の収集及び災害対策に関すること ②学童及び授業の措置に関すること ③教科書の斡旋調達に関すること
地域対策本部	地域災害対策班	長 各総合支所長	①管内の災害応急対策に関すること ②管内の被害場情報の把握及び報告に関すること ③管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関すること ④避難所の設置、被災者の収容、食料の供給等に関すること ⑤その他、本庁各部署との調整事項に関すること

オ 本部の設置及び廃止の伝達

市本部の設置及び廃止については、総務企画部総括班より各部に伝達する。

カ 本部設置の場所

市本部は、市庁舎被災等特別な場合を除き、本庁及び総合支所におき設置予定場所には、通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。

2 職員動員配備

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は原則として、以下のとおりとし、本部長の指令に基づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。また、登庁後は、被災家族との連絡や、本部用食料、生活物資を確保し、対策に備える。

災害対策配備体制

配備区分	配備基準	配備内容	配備人員
第1配備	比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき (震度5弱の地震発生、又は津波警報が発表された場合)	災害に対する情報収集態勢	別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す職員
第2配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき (震度5強の地震発生、又は大津波警報が発表された場合)	災害に対する応急対策を実施する態勢	

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

第 3 配 備	特に甚大な被害が発生し又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき（震度6弱以上の地震発生の場合）	市の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	
特 別 配 備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して防災活動を実施する態勢	本部長が必要と認める人員

（1）動員の具体的計画

動員を要する各班は、動員の系統、順位、連絡の方法等について具体的に計画しておく。自主参集については、基準を明確にしておく。また、計画にあたっては、参集要員の居住地への配慮をする。

なお、地震発生の際、職員の動員態勢が速やかに整えられるよう、「西海市災害対策初動マニュアル」をもとに迅速な行動をとる。

動員の系統	○ 動員の系統は第3編災害応急対策計画（風水害対策）第1章組織計画、第4節組織動員計画のとおりとし、震度5弱の地震発生、又は津波警報発表に対しては、「第1配備」、震度5強が発生、又は大津波警報発表に対しては、「第2配備」、震度6弱以上に対しては、「第3配備」とする。 ○ 各班においては、第1配備から第3配備までの態勢を組織しておき、各職員に対して周知、徹底を行う。 ○ 各配備要員は、別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す。 ○ 出先機関においても、市本部と同様の配備態勢を組織する。
動員の留意事項	○ 震度6弱以上における第3配備の体制は、全職員とするが、応急活動に従事する職員の人員については、登庁不可能な職員の発生を考慮した分掌事務を各班及び地方本部において計画しておくこととする。 ○ 職員の住居付近において、著しい被害が発生した際は、職員はその地域における応急活動に従事し、その応急措置終了後に登庁する。 ○ 速やかな登庁が困難なときは、直近の市施設等に参集する。

（2）動員の伝達方法

職員の動員配備計画に基づいた自主登庁を原則とする。

職員は、勤務時間外に県内で強い地震（震度5以上）が発生した場合、上記の伝達が受けられない場合及び交通機関の寸断等により登庁が不可能な場合は、最寄りの本庁又は各出先機関に自主登庁し、市災害対策本部等の指示を受ける。

（3）防災会議の開催等

ア 災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、西海市防災会議を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、緊急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行う。

イ 招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲とする。

ウ 防災会議の委員は、災害対策本部との連絡を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。

第2章 情報活動

（全庁）

1 基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する情報活動等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

- （１）情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と県災害対策本部・地方本部及び佐世保市東消防署、西海警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。
- （２）市災害対策本部は、収集・受理した情報を速やかに県災害対策本部の情報担当部署に伝達する。
- （３）西海警察署（県警察）は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、県災害対策本部等に速やかに伝達する。また、二次災害についても同様に把握及び伝達する。

2 情報の受理、伝達、周知

（１）地震情報等の受理

県	○ 長崎地方気象台から伝達される地震情報、気象情報、警報等は県災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または危機管理課直通電話）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 県下全市町村に設置された地震計による、震度情報が防災行政無線により、受理される。
市	○ 県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または防災担当課）において受理する。 ○ 震度情報ネットワークシステム 各市町村に設置された地震計による、震度情報（震度及び地震発生時刻）が受理される。
防災関係機関	○ 災害対策本部から伝達される地震情報等については、あらかじめ定められた受信方法、受領者によって受信する。

（２）緊急地震速報

ア 気象庁は、最大震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度３以上又はマグニチュード３.５以上若しくは長周期地震動階級１以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が６弱以上または長周期地震動階級４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	市区町名
長崎県	長崎県対馬	
	長崎県壱岐	

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	長崎県五島	西海市（江島・平島）
	長崎県北部	
	長崎県南西部	西海市（江島・平島を除く）
	長崎県島原半島	

（注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。

解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による市町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものかに関わらず、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅などの屋内	・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無視して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	・館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

（3）津波警報等の種類とその内容

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

（ア）大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

津波警報または、津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、西海市が属する津波予報区は「長崎県西方」である。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビル等安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところ	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	ろで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合			が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
--	---------------------------------------	--	--	---

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（イ）津波警報等の留意事項等

- a 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- b 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
- c 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- d どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- e 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

イ 津波情報

（ア）津波情報の発表等

気象庁は、津波情報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、上表（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表

津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に冠するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- a 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- b 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報発表状況	発表基準	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0. 2 m以上	数値で発表
	0. 2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・ 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報（特別警報）	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(イ) 津波情報の留意事項

a 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

(a) 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては、1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

(b) 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

b 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

c 津波観測に関する情報

(a) 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

(b) 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

d 沖合の津波観測に関する情報

(a) 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。

(b) 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。

また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

ウ 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2 m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2 m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
--	---	--

エ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	・地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報発表を発表した場合は発表しない）	・「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表時	・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	・観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

長崎県が属する津波予報区

津波予報区	区 域	区域に属する県内市町
長崎県西方	長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾、対馬市及び壱岐市を除く。）	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、佐々町、長崎市、諫早市、大村市、長与町、時津町、西海市、雲仙市、南島原市、五島市、新上五島町、小値賀町
壱岐・対馬	長崎県（対馬市及び壱岐市に限る。）	対馬市、壱岐市
有明・八代海	福岡県（有明海沿岸に限る。） 佐賀県（有明海沿岸に限る。） 長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。） 熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）	諫早市、雲仙市、島原市、南島原市

オ 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

（ア） 地震解説資料

担当地域で津波警報、津波注意報発表時や震度4以上を観測した時、地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。

（イ） 地震活動図及び週間地震概況

a 地震活動図

地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、長崎県の地震活動の状況を定期（毎月初旬）にとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

b 週間地震概況

防災に係る活動を支援するために、定期（毎週金曜）毎の九州・山口県の地震活動の状況をとりまとめた資料。

（4） 地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

県防災行政無線	県と市町村間及び防災関係機関の情報伝達に用いる。
市防災行政無線	市が設置した同報系、戸別受信機により住民への情報伝達に努める。

その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
携帯電話、移動体端末による伝達	携帯電話の一斉同報メールを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。 また、ワンセグ（携帯電話・移動体端末向けの1セグメント部分受信サービス）の活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じての連絡	主として市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する。

地震・津波等や避難に係る情報は、次の点に留意して伝達、周知を図る。

- ア 海岸や海上など、防災行政無線等の音声放送による情報を得にくい場所にいる人へ情報を伝達できるように留意する。
- イ 市は、地域住民以外の来訪者が多く利用する観光施設、宿泊施設への防災行政無線の戸別受信機の設置を促進し、施設管理者は、利用者への情報伝達の手段・方法をあらかじめ定めておく。

3 情報収集

（1）被害状況及び災害応急対策に関する情報

県及び市は、収集、伝達すべき情報について、あらかじめ災害発生後の時間経過に沿って整理しておき、迅速かつ適切な情報の収集、伝達を行う。

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

- 緊急要請事項
- 被害状況
- 火災の発生状況と延焼拡大状況
- 交通規制等道路交通状況
- 観光客等の状況
- 自衛隊活動状況
- 避難状況
- 避難指示または警戒区域設定状況
- 避難所の設置状況
- 避難生活の状況
- 災害応急対策実施状況
- 緊急輸送実施状況
- 生活必需物資の在庫及び供給状況
- 物資の価格、役務の対価動向
- 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- 復旧見込み等

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

（2）情報収集手段

県、市、防災関係機関は、通信手段を確保するとともに、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

市災害対策本部は、防災行政無線及び自主防災組織等あらゆる情報収集手段を用いて迅速な情報収集に努める。また、民間企業（事業所）からの情報やインターネットを活用し、広く情報を収集していく。

4 報告・要請事項の処理

（1）国に対する報告及び要請

ア 被害状況等の報告については、市から県地方本部を通し、県から消防庁へ行うことが原則であるが、市が県に対して報告できないような場合は、消防庁へ直接報告する。なお、市が県と連絡ができるようになった後の報告については、原則に戻り、県に報告する。

イ 県が消防庁に対して、報告する災害は以下のとおりとする。

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害

（ウ）（ア）または（イ）に定める災害になるおそれのある災害

（2）地震発生直後の情報等の収集、連絡

ア 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

イ 県警察は被害に関する情報を県警へ、西海警察署等より収集し、県に対して連絡するとともに警察庁に報告連絡する。

（3）応急対策活動情報の収集、連絡

ア 市は県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。

イ 県、市及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

（4）災害対策本部に対する報告及び要請

ア 市災害対策本部は、県地方本部を通じ必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告し、または要請する。

主な報告及び要請すべき事項

① 緊急要請事項

② 被害状況

③ 市の災害応急対策実施状況

イ 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。

主な報告すべき事項

- ① 緊急要請事項
- ② 被害状況
- ③ 災害応急対策実施状況

5 被害報告の基準、種別、報告要領

（1）被害報告等の基準

報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 県または市が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、長崎県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度5弱以上を記録したもの。
- キ その他災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

（2）被害報告等の種別

報告の種別等は次の表のとおりとする。

種 別	様 式	摘 要
災 害 概 況 即 報	別紙様式1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合 （例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被 害 状 況 報 告	別紙様式2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別 表 1	他の法令または通達などに基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

（3）被害報告等の要領

- ア 市は、災害が発生し、市災害対策本部を設置した場合は、県に報告する。
- イ 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県に

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

おける災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

ウ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。

エ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

オ 被害報告は、市から県、県から消防庁へ報告するが、通信の途絶等により市から県へ報告できない場合は、市から直接消防庁へ報告するものとする。

カ 震度5強以上の地震が発生した場合は、市は、直接消防庁にも報告するものとする。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告連絡先

【長崎県危機管理課連絡先】 (法第53条第1項) 本課 TEL 095-824-3597 FAX 095-821-9202 防災対策室 TEL 095-825-7855 FAX 095-823-1629 本課 TEL (無線) 1118-2143 FAX (無線) 111-7228 防災対策室 TEL (無線) 1118-3731 FAX (無線) 111-7339	【消防庁連絡先】 都道府県に報告できない場合 (法第53条第1項かつこ書) 1. 平日(9:30~18:15) 応急対策室 (NTT回線) 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 (消防防災無線) 電話 62-90-49013 FAX 62-90-49033 (地球衛星通信ネットワーク) 電話 TN-048-500-90-49013 FAX TN-048-500-90-49033 2. 上記以外 宿直室 (NTT回線) 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 (消防防災無線) 電話 62-90-49102 FAX 62-90-49036 (地球衛星通信ネットワーク) 電話 TN-048-500-90-49102 FAX TN-048-500-90-49036
---	--

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	危機管理課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	西彼保健所	防疫	被害状況報告	※注1
	〃	〃	〃	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	環境	衛生施設被害報告	災害対策基本法
	資源管理課	振興局	水産	水産業被害報告	
	水産振興課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	〃	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法
	都市計画課	〃	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

第3章 広報活動

（防災基地対策課、政策企画課、情報推進課）

県、市、防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保及び迅速かつ円滑な災害応急復旧対策を実施するために広報活動を行う。

広報活動を行うにあたっては、県、市、関係機関は、情報の公表等において、その内容について相互に連絡をとりあう。

1 市

（1）市は、次の事項に注意して、広報活動を実施する。

ア 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であり、住民からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備していく。

イ 管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。

ウ 地域住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、震災後の時間の経過とともに適宜内容を変えて実施する。

（2）広報事項

広報事項については、以下のとおりの事項等について行うが、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、高齢者、障害者、観光客、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

ア 災害対策本部の設置

イ 地震被害に関する状況

ウ 余震の状況

エ 二次災害の危険性に関する情報

オ 津波に関する状況

カ 安否に関する情報

キ 市町村及び防災関係機関の応急措置に関する事項

ク 避難の指示、避難場所の指示

ケ 電気、ガス、水道等供給の状況

コ 防疫に関する事項

サ 火災状況

シ 医療、給水実施状況

ス 道路、河川等の公共施設被害

セ 道路、交通等に関する事項

ソ 一般的な住民生活に関する情報

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

タ それぞれの機関が講じている施策に関する情報

チ 民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

（3）広報実施方法

広報の実施にあたっては、あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行い、災害の状況を考慮して行う。

ア 同報無線、有線放送等の施設による広報

イ 広報車による広報

ウ 報道機関を通しての広報

エ 広報誌等の掲示・配布、インターネットによる広報（広報誌等の掲示は、避難所、公共施設等の他、コンビニエンスストアの活用等多様な方法を検討する。）

オ 広域避難所への広報班の派遣

カ 総合案内所、相談所の開設

キ 自主防災組織を通じての連絡

（4）住民等からの問い合わせに対する対応

市においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるように総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等体制の整備を図る。この場合、被災者が必要とする多様な問い合わせ、相談、手続き等に対応できるワンストップ化に努める。

また、被災地の安否について住民等から照会があった時は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努めるものとする。この場合において、市は安否情報の適切な提供のために必要と認める時は、関係市町、消防機関、警察等と協力して、被災地に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 住民等の情報入手方法

住民等は、各人がそれぞれの手段により情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

3 防災関係機関

（1）広報事項

ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の被害状況

イ 災害応急対策状況及び復旧見込み

（2）広報実施方法

広報は防災関係機関の責任において、報道機関等の協力を得て行う。

第4章 自主防災活動

（防災基地対策課、市民課、福祉課）

住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、地震発生時における地域の自主防災組織が行う活動について定める。また、市は、各地域における自主防災組織に対して当計画に準じて活動に取り組むよう推進していく。

1 組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営し、組織内における活動分担に沿って自主防災活動に取り組む。

2 情報の収集・伝達

市からの地震等情報が、正確に全家庭に伝達されているか防災行政無線等を通じて確認に努める。

- （1）地震や津波に関する情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- （2）応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

3 初期消火活動

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとり、初期消火・出火防止に努める。

4 防災用資機材の配備活用

防災倉庫等に保管中の資機材を必要な場所に配備するとともに、必要な応急措置を実施する。

5 避難誘導活動

あらかじめ決められた各地区の避難路に沿って、避難所までの誘導を行うが、避難路・避難所については、被災の状況に応じて変更されることも考えられ、地区のリーダー、市と充分に連絡を取り合って、避難誘導に努める。また、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者に対して充分に考慮し、優先的な実施に努める。

6 救出救護活動

災害時における病院・医院の緊急体制を確認し、市における救護所となる保健センターや消防署との連携により、負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動を行う。

7 給食給水活動

飲料水や食料などを確保し、避難所等において被災者に対し、配分・炊き出し等を実施する。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

8 家庭内対策等

家庭内では、次の事項について各家庭へ呼びかけ、二次災害の防止、出火防止等に努める。

- （１） 家具類の固定状況を確認する。
- （２） タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理および窓ガラスにガムテープを貼る等の安全対策を施す。
- （３） 火気危険物の除去、消火器の確認および水のくみおき等出火の防止対策を施す。
- （４） 備蓄食料・飲料水の確認をする。

第5章 緊急輸送活動

（防災基地対策課、建設課、市民課、西海警察署）

災害応急対策の実施にあたり、救急・救助・医療・消火活動を迅速に行い、緊急物資を円滑に供給するため、交通を確保し、緊急輸送を行う。

交通の確保、緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 市の緊急輸送

（1）緊急輸送対策の基本方針

ア 市は、地震発生後、緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行うものとし、市内において食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県災害対策本部等と協議し、緊急輸送を行う。

また、緊急輸送活動を行うにあたり、次の点に留意して調整を行う。

① 人命の安全 ② 被害の拡大防止 ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送路の確保と孤立集落等対策

（ア）緊急物資の輸送については、県は市までの輸送路を確保するものとし、市内の輸送路の確保は市が行う。ただし、災害発生直後において、市による輸送が困難な場合は、必要に応じて、県は避難所等までの輸送を行う。

（イ）県は、必要に応じて、市と連携して、離島や山間部等孤立状態にある被災者への緊急物資の輸送を行う。この場合、必要に応じて、自衛隊及び海上保安部等に支援を要請する。

（2）輸送対象

輸送の対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

ア 第一段階

（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資・消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

（イ）災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

（ウ）後方医療機関へ搬送する負傷者等

（エ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第二段階

（ア）第一段階の続行

（イ）食料、水等生命の維持に必要な物資

（ウ）傷病者及び被災者の被災地外への輸送

（エ）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

ウ 第三段階

（ア）第二段階の続行

（イ）災害復旧に必要な人員及び物資

（ウ）生活必需品

（エ）遺体（親族への引渡し、火葬のための搬送）

（3）輸送体制の確立

県及び市は、輸送にあたっては、緊急輸送ルートの一歩化や、長期化した際の需要と供給の調整に努める。

ア 輸送の方法

- 陸上輸送 ○ 海上輸送 ○ 航空輸送

イ 輸送手段の確保

（ア）市有車両の活用

（イ）民有車両の借り上げ

（ウ）定期旅客航路の予備船等の借り上げ

（エ）ヘリコプターによる空中輸送体制の確立

（オ）国に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼

（カ）燃料等の確保のための関係業界への協力要請

（4）市長は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。

（5）緊急輸送の方針・輸送する人員、物資については、県に準じる。

2 防災関係機関の緊急輸送

地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

3 交通の確保対策

（1）陸上交通の確保

ア 陸上交通確保の基本方針

（ア）県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（イ）道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。

この場合、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

（ウ）県警察及び道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。

（エ）道路管理者は緊急輸送路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるような必要な措置を行う。

イ 交通規制の実施

県警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策の的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止しまたは制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

ウ 緊急通行車両

緊急通行車両については、第3編第24章交通応急対策計画「4. 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付」を参照のこと。

エ 交通規制の周知徹底

西海警察署は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

オ その他緊急交通路確保のための措置

（ア）交通管制施設の活用

西海警察署は、交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用する。

（イ）放置車両の撤去等

西海警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

（ウ）運転者等に対する措置命令及び措置

- 西海警察署は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとき認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられたものが、移動等の措置をとらないときまたはその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

- 自衛隊法第83条第2項の規定「災害派遣」により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

- 消防吏員は、警察官がその場にいない限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。
- 自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- 「警察官がその場にいない限り」の運用については、次のような点に留意して行う。
 - ・ 権限を行使すべきまさにその場にいる警察官の全てが、例えば負傷していること、他に緊急の業務に専念しなければならない事情があること
 - ・ 遠方に警察官がいて、車両その他物件が自衛隊用または消防用緊急通行車両の通行の妨害となっていることを認識しておらず、即座にその旨を当該警察官に伝達することが困難と認められる場合。
 - ・ 倒壊した建物、大量の瓦礫等の障害物により警察官が権限を行使する地点に至ることが困難と認められる場合。

カ 関係機関等との連絡

西海警察署は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つ。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて平成10年12月7日、県警備協会と締結した「大規模災害時における交通誘導及び地域交通安全の確保等の業務に関する協定」に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

4 海上交通の確保

（1）情報の収集

市は、運輸局、海上保安部、自衛隊、県、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設、漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、石油コンビナートの被害状況、港内の状況等について情報の収集を行う。

（2）海上交通の規制

ア 海上保安部は、海難船舶、危険物の流失域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限または禁止する。

イ 海上保安部は、海難船舶、漂流物または沈没した物件等が船舶交通に障害になる場合は、これらの所有者に除去を命じまたは勧告を行う。

ウ 海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

（3）海上交通確保の措置

ア 海上交通の調整

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

ウ 海上自衛隊及び海上保安部等に対する支援要請

知事は、市または港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

エ 海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ検測を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。

オ 海上保安部等は、航路標識が損壊または流出したときは、速やかに復旧に努める他、必要な応急措置を講ずる。

カ 海上保安部は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

5 航空輸送の確保

市は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県災害対策本部に対し、輸送条件を示し航空輸送の要請を行う。

県災害対策本部においては、県防災ヘリコプターの活用を図るとともに、必要に応じ、自衛隊、海上保安部に対し、航空輸送の出動要請を行う。

その他の場合は、長崎空港事務所と協議して行う。

- (1) 地震等により、飛行場等空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、関係機関と相互の連絡を密にして、効果的な応急復旧を行う。
- (2) 市においては、ヘリコプター離着陸地及び離着陸適地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図る。

第6章 自衛隊の派遣要請

（防災基地対策課）

1 自衛隊の活動内容

（1）一般の任務及び業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

（ア） 陸上自衛隊

- 人命の救助
- 消防・水利確保
- 救援物資の輸送
- 道路の応急啓開
- 応急の医療防疫
- 給水入浴支援及び通信支援
- 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

（イ） 海上自衛隊

- 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の搜索及び救助
- 人員、救援物資等の緊急輸送
- 状況偵察及び被害の調査
- 船舶火災及び油の排出に対する救援
- 航空機による急患搬送

（ウ） 航空自衛隊

- 人命の救助
- 消防、水防
- 人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送
- 通信支援
- 航空機による被災地の偵察
- 海上における航空機、避難者等の搜索及び救助
- 航空機による急患搬送

ウ 市長との要請上の留意事項

- （ア） 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。
- （イ） 自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- （ウ） 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。
- （エ） 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

2 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

表 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

駐とん地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く）全般を直轄
	竹松駐とん地	大村市富ノ原1丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦駐とん地	佐世保市大瀉町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部 （警備隊を含む）	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第22航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第22航空群司令	
航空	西部航空方面隊 第15警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空方面隊 第19警戒群	対馬市上対馬町 (09208-6-2202)		
その他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

3 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

（1）災害派遣要請手続き

ア 自衛隊の災害派遣要請は、知事が実施することとなっている。したがって、市が自衛隊に災害派遣を求める必要が生じた場合は、知事を通じて派遣要請を行う。

イ 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、知事あてに提出する。

（ア）災害の状況及び派遣を必要とする理由

（イ）派遣を希望する期間

（ウ）派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

エ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

オ 通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

カ 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

キ 通知を受けた自衛隊は、部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

（2）派遣要請事項

ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助

エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

カ 道路または水路の啓開措置

キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

ク 被災者に対する炊飯及び給水支援

ケ 救援物資の無償貸与または譲与

コ 危険物の保安及び除去

サ その他知事が必要と認める事項

（3）自衛隊の自主派遣

ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

（ア）大規模な地震発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき

（イ）大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

（ウ）大規模な地震発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

（エ）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

（オ）その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

ウ 自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

4 自衛隊との連絡調整

地震発生時における連絡調整

- （１）自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町村相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。
- （２）県知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

5 災害派遣部隊の受け入れ

- （１）市は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受け入れ体制をとる。
- （２）市長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資機材の準備、関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。
- （３）市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者または適任の高級責任者を連絡調整員として指定する。
- （４）市は、派遣された自衛隊の指揮施設及び宿泊施設または、野営施設としてグラウンド及び駐車場を指定し、必要な設備を準備する。
- （５）災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は受け入れる市において担任する。
- （６）市において準備すべき資材及び器材等は次のとおりとする。

	品 名	摘 要
器具類	1 ベルトコンベヤー	堀土、搬土
	2 一 輪 車	小路の運搬作業用
	3 手 釣 類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資材類	1 ゴ ム 手 袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚 等	
	4 込・荒縄等	同 上
	5 木 杭	同 上
	6 標 準 材 料	
	7 消 毒 剤	防 疫 用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、または、まさに発生しようとしている場合において、市長、その他の市長の職務を行うことができる者がその場にいない場合に限って、職務の執行として次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

注) 自衛官の行う(2)により生じた損失の補償及び(4)の業務に従事したものに対する損害の補償については、市が行う。

7 災害派遣部隊の撤収

- (1) 知事は、市長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認める場合は、陸上自衛隊第16普通科連隊に対し、派遣部隊の撤収を要請する。
- (2) 撤収要請事項
 - ア 撤収日時
 - イ 撤収要請の事由
 - ウ その他

8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策または災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借り上げ料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品等は、通常派遣を受けた市が負担する。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資材及び器材の購入借り上げまたは修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に及び土地、建物等の借り上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 無作為による損害の補償

第7章 広域応援活動

（防災基地対策課、佐世保市消防局）

1 行政機関・民間団体の応援活動

（1）市

ア 市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする人員、資機材等
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする経路
- その他応援に関し必要な事項

イ 他の市町村長に対する応援要請

市は、市の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町村間で締結した災害時の応援協定に基づき、他の市町村長に応援を求めることができる。

また、市において応援を求められた場合は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに、必要な応援を実施する。

（2）応援要員の受け入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、市が必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

2 消防の支援

市は、他の市町村に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請し、要請を受けた市町村は迅速かつ円滑な措置をとる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

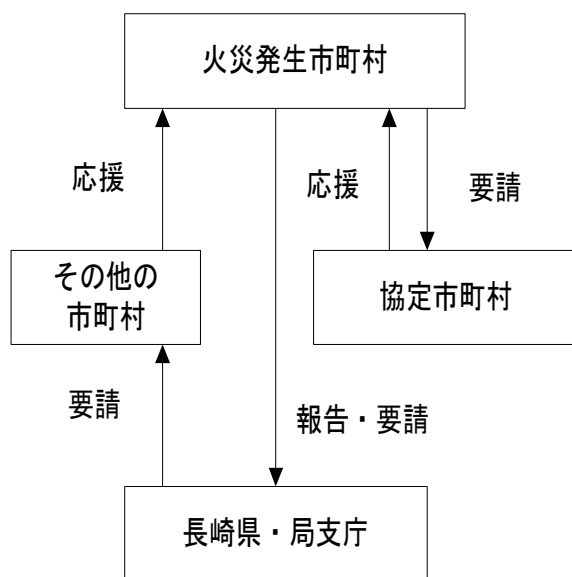
（１）出動区分

区 分	内 容	摘 要
第一次出動	① 火災が発生した市町村を管轄する消防機関が出動 ② 火災発生町の管轄消防団が出動 ③ 隣接する方面団は、出動要請があれば出動	火災発生市町村の計画に基づく出動
第二次出動	火災が発生した市町村との応援協定に基づき、特に応援を必要とする場合において ① 受援市町村からの要請 ② 支援市町村からの命令 等により隣接地域の消防機関が出動	火災発生市町村の計画に基づく出動
第三次出動	火災が発生した市町村の要請に基づき、県知事の出動要請を受けた他市町村の消防機関の出動 ① 受援市町村からの要請	支援市町村の計画と県の調整に基づく出動

（２）応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。

ただし、緊急止むを得ない場合は、この限りでない。



イ 市が他の市町村に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

- 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- 火災の状況
- 今後の判断
- その他の必要事項
- 気象関係
- 応援消防力及び必要機材

なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。

（3）応援消防力

他市町村に対する応援可能な消防力の規模については、市町村現有消防力の概ね3分の1以内とする。

（4）応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

（5）相互応援協定

市は、消防相互応援協定事務連絡会構成の市町並びに組合消防本部と協定に基づき相互に受・支援する。

3 自衛隊の支援

自衛隊の支援については、第4編第6章「自衛隊の派遣要請」を参照のこと。

4 受援計画等の策定

県及び市町は、災害の規模や被災地のニーズ等に応じて他の地方自治体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、国の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、受援体制、受援に関する連絡・要請の手順、受援対象業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の受入体制等について、受援計画を策定するよう努めるものとする。

また、併せて他の地方公共団体からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、実施体制、応援に関する連絡・要請の手順、職員の派遣、物資の提供等について応援計画を策定するよう努めるものとする。

第8章 災害の拡大防止活動

（防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団）

1 消防活動

地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きいため、次の基本方針により消防活動を行う。

（1）基本方針

ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、発災後初期段階においては、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の住民は協力して可能な限り消防活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ 地震発生数時間後、電気の回復による出火やガス配管の破損による引火等により出火する事例を踏まえ、震災後数日間は、火災警戒を怠らないよう一般への広報に留意する。

（2）消防局及び消防団の活動

ア 火災発生状況の把握

市は、被災を確認したら速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

消防局長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、西海市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

（ア）延焼火災の状況

（イ）自主防災組織の活動状況

（ウ）消防ポンプ自動車等の通行可能道路

（エ）消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防局長は地震発生の際の火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

（ア）延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。

（イ）多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

（ウ）危険物の漏洩等により災害が拡大しまたはそのおそれがある地区は、住民等の立ち入り禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

（エ）救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

（オ）自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

ウ 消防の応援

被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請または相互応援協定に基づき消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

実施にあたっては、第7章広域応援活動「2. 消防の支援」に定めるところによる。

(3) 事業所の活動

事業所においては、地震発生時において、次の措置を講ずる。

ア 火災予防装置

火気の消火及びL Pガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流失等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災装置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講じる。

(ア) 周辺地域の居住者に対して避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関へかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭におけるガス栓の閉止、L Pガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施し、その点検、確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消防活動に努める。

ウ 消防職員、消防団員が到着したときはその指揮に従う。

(5) 市民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともにL Pガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

地震による、津波及び洪水に対する水防活動を行う。

(1) 水防管理者及び水防管理団体の活動

ア 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められる時は市長または水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 水防管理者、水防団長または消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

（2）水防活動の応援要請

ア 水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。

（ア）水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。

（イ）水防管理者は、必要があれば市町村長に対し応援を求める。

（ウ）水防区長は、管轄区域の相互応援についての調整を行うとともに必要に応じて自衛隊及び警察官の出動を水防本部に要請する。

イ 市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣、または警察官の出動を県に要請する。

（ア）応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする人員、資機材等

（ウ）応援を必要とする場所

（エ）その他応援に関し必要な事項

（3）防災関係職員・団員等の安全確保

市は、防災対応や避難誘導にあたる者の津波による危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定め、関係する職員・団員等に周知・徹底する。

3 人命の救出、救急活動

震災のため、倒壊家屋の下敷きになるなど、生命身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にあるものに対し、捜索または救出、救急活動を行い、その者の保護を図る。

（1）救出活動の実施者

ア 救出は原則として、市長、消防機関、警察機関、海上保安部が実施する。

イ 初期の活動として、住民及び自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。

ウ 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、または市長等に協力する。

エ その他救助法を適用した場合は、第10章「災害救助法の適用」による。

（2）救出対象者

救出対象者は、概ね次の状態にある。

ア 火災の際に火中に取り残された場合

イ 地震または地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合

ウ 流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合

エ 山津波により生き埋めになったような場合

オ 地震、津波等災害により海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合

カ 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ諸般の情勢から生存していると推定される

者、または生存が明らかでない者

（３） 救出の方法

ア 市の救出活動

- （ア） 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。
- （イ） 救出活動に必要な車両船艇、特殊機械器具ロープ等の資機材を破保し、迅速かつ的確な救出活動を実施する。
- （ウ） 市による救出が困難なときは、速やかに隣接市町村、警察、自衛隊等の応援を求める。

イ 西海警察署の救出活動

被災地を管轄する警察署の署長は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ自署員及び応援機動隊員等により救出部隊を速やかに編成する。また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

ウ 海上保安部の救出活動

- （ア） 巡視船艇、航空機または海上保安官により保有の救難資機材を使用して海上または沿岸における遭難者等の救出にあたる。
- （イ） 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の搜索を実施し救出にあたる。

エ 自主防災組織の救出活動

自主防災組織は、組織内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、市、消防機関、警察等に連絡し、早期救出に努める。

（４） 救急活動

ア 初期救急活動

被災地における住民や、自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当での実施に努める。

イ 市の救急活動

医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施するとともに、多数の傷病者が発生し、他市町村の応援を必要とするときは、市町村応援協定に基づき、県及び近隣市町村に対し、応援出動を要請する。

４ 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- （１） 市は、県の協力を受けながら、建築技術者等を活用して被災建築物等の応急危険度の判定を速やかに行うとともに、必要な措置を講ずる。
- （２） 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認する。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

5 二次災害の防止

余震または降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。なお、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

6 災害対策要員の安全確保

災害対策が長期に及ぶ場合、要員が無自覚のまま、肉体的・精神的疲労の限界を超えて活動を続け、事後に回復困難な肉体的・精神的障害を負う可能性が大きいため、市は要員の活動状況及び本人の被災状況を把握し、適切な休養及び交代を行なう。

実施者	実 施 内 容
県及び市	○ 二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ○ 余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行う。 ○ 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
危険物施設等の管理者	○ 石油コンビナート等の危険物施設等や火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発の恐れが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
県、市及び事業者	○ 有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
県警察	○ 二次災害の危険場所等を把握するため、調査班を編成し住宅地域を中心に区域をも定めて調査を実施する。また、把握した二次災害危険場所等については、西海市災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

第9章 避難活動

（防災基地対策課、市民課、環境政策課、福祉課、健康ほけん課、教育委員会）

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。

1 避難指示誘導

地震・津波等災害時、以下のような状況が認められる場合、当該住民に対して、避難のための指示を行う。

注）「避難指示」は、急を要すると認められるときに避難のための立退きを指示するものである。

市長は、危険が切迫した場合に、迅速に避難指示等を発令できるように、あらかじめ避難指示等の発令基準を定めておく。

- 津波の発生により、住民等の生命及び身体に対する危険が予測される場合
- 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合
- ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予想される場合
- 崖崩れ、津波等が発生したとき、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合
- その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合

（1）実施者

実施者	規制の内容及び実施方法
市長	市の直轄区域において危険が切迫した場合には、市長は地域防災計画に定められた各地域の避難先を定めて避難のための指示を行う。 この場合、市長は直ちに知事に報告する。
警察官又は海上保安官	市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は住民等に対して避難の指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに市長に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない限り、危険が切迫している者に対し、避難の措置を講ずる。
県知事又はその命を受けた職員	災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示を代行する。 また、洪水もしくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認められる場合は、水防法 22 条又は地すべり等防止法 25 条に基づき、知事又はその命を受けた職員が避難の措置を講じる。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

（2）避難指示の内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- ①要避難地域 ②避難先 ③避難理由 ④避難経路 ⑤避難時の注意事項

2 警戒区域の設定

地震等災害時、または津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合、警戒区域を設定する。

実施者	規制の内容及び実施方法
市 長	① 市長、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講じる。
警察官又は海上保安官	② 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行なうとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。 注）警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市職員を含む）が、現場にいないとき、又は市長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定する。

3 避難誘導方法

避難誘導にあたっては、市は、あらかじめ定められた地域防災計画の避難誘導方法に基づき行うものとし、各消防団、自主防災組織との連絡を密にし、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努め人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

（1）第一次避難

災害が事前に予想されるときは、あらかじめ障害者、病弱者、高齢者、幼児、女性を優先的に避難させる。

（2）第二次避難

災害が発生した場合または事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

（3）避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先または、指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船艇等を利用する。

（4）避難の際の心得を平素から自主防災活動やリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

（5）避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

（6）西海警察署の対応

地域住民等の避難誘導等にあたり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど要配慮者に十分配慮する。

ウ 大規模災害発生時に石油コンビナートなどの危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所において、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の二次災害が発生し、また、当該施設の管理者等から二次災害発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

4 収容者

- (1) 避難命令が発せられた場合、または緊急避難の必要に迫られ住居を立ち退き避難した者。
- (2) 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、日常の居住の場所を失った者。

5 避難所の設置

(1) 避難所の開設

ア 避難所の開設については、原則として市の責務とする。

市は、被害が甚大で市内に必要な避難所を設置することが困難な場合、隣接市町への避難所設置についての支援を県に要請する。

イ 市は、避難が行われるときは直ちに避難所を開設するとともに、避難場所等をすみやかに被災者に周知する。また、必要により公営住宅、公的宿泊施設等の斡旋、体育館、公民館等の施設を確保する。

ウ 市は、被災者が指定避難所以外の施設等に避難した場合は、指定避難所へ誘導するとともに、必要に応じて当該施設を避難所として指定する。

エ 市が避難所を開設したとき、速やかに県本部に連絡するとともに、災害の規模等により必要があるときは、野外収容施設の設置を県本部に依頼する。

(2) 避難所の運営

ア 市は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握する。

イ 市は、それぞれの避難所ごとに避難所責任者を決めるとともに、災害対策本部に避難所の現状、ニーズや課題を一元的に把握し、迅速に必要な対応ができる本部機能を設ける。

また、避難所責任者は、本部との連絡調整を行うとともに、避難所における物資の支給、生活環境の確保、その他避難生活に関わる状況について記録し、関係者で共有するよう努める。

ウ 被災市町は、避難所で必要となる資機材を迅速に調達できるよう、一定の枠内で避難所責任者の判断で資機材を購入できるように配慮する。

エ 市は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。

オ 避難所の運営は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、関係者が連携して運営体制を整備して行う。

運営にあたっては男女共同参画を促進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

カ 市は、自主防災組織、町内会・自治会や施設管理者等の協力を得た避難所の開設・運営に係る準備組織の組成等、災害発生時に迅速・円滑に避難所の開設ができる体制をあらかじめ整備するよう努める。

キ 市は、避難所の円滑な開設・運営のための避難所運営マニュアルの策定に努める。

（3）避難所における生活環境の確保

市は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（H25.8 月内閣府策定）に基づき、避難所における生活環境の確保につとめるものとする。

災害発生後一定の時間が経過し、避難所が生活の場としての性格が強くなる段階では、市は、以下のような点に配慮して避難所における生活環境を確保する。

ア テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保する。

イ 暑さ・寒さ対策、空気の汚染対策、一定の居室・就寝スペースの確保、プライバシーの確保等に配慮した設計・運営を行う。

ウ 睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等については男女別の配慮を行い、安全性、利便性の確保を図るとともに、乳幼児の授乳スペース、女性専用の物干し場等、女性や子育てに配慮した避難所の設計や運営を行うとともに避難所内での防犯に努める。

エ 避難の長期化に際しては、仮設風呂・シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の設置、食事内容や季節に応じた衣類等のニーズの変化への対応等について配慮するよう努める。

オ 在宅、車中泊避難等避難所以外の場所への避難者にも食料・物資等の提供、情報の提供、移送等必要な支援が受けられるように必要な措置を講じる。

カ 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難所への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。

（4）避難所における感染症対策

市町は、避難所においては、衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「避難所開設・運営における感染症対策チェックリスト（令和6年2月：長崎県）」に基づくものとする。

（5）福祉避難所の指定等

ア 市は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の予定施設を西海市避難行動要支援者支援計画に基づき予め指定する。

イ 市は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。

ウ 市は、福祉避難所の指定にあたっては、施設自体の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、要配慮者の避難スペースが確保されていること等に留意する。

エ 市は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。

オ 市は、福祉避難所や福祉避難スペースに関する情報を広く住民に周知する。

カ 市は、一般の避難所に避難した該当する要配慮者を速やかに把握し、必要に応じて福祉避難所に移送するものとする。

6 観光客対策

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客等に対し避難所、避難経路を確実に教示するとともに、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

市は、施設管理者が観光客等の避難誘導を適切に行うよう、啓発、指導を行う。

避難後は、帰宅又は離れた別の場所への移動を勧める。交通機関等の途絶により帰宅又は移動ができない観光客等に対しては、市町は、観光施設等の管理者と連携して、情報の提供、地域の避難所等への誘導、宿泊場所のあっせん等の支援を行うよう努める。

7 帰宅困難者対策

県及び市は、交通機関の途絶等による帰宅困難者及び徒歩帰宅者の安全確保及び帰宅支援に関して、次のような対策を講じる。

- (1) 交通機関の運行状況や道路の被災状況等に関する情報の提供
- (2) 事業所に対して従業員が無理な帰宅の抑制、事業所建物への在留者に対する食料や飲料水の備蓄、就寝場所の提供等の支援を指導
- (3) 協定の締結等により店舗等の施設に対して徒歩帰宅者への食料、飲料水、トイレ等の提供等の支援を要請

第10章 災害救助法の適用

（市民課、健康ほけん課、福祉課、環境政策課）

1 救助の本質

救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩み災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。（法第1条）

2 実務機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（法第2条、法第32条の2）が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができることとなっている。（法第30条第1項政令第23条）

3 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

- （1）収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）災害にかかった者の救出
- （6）災害にかかった住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）死体の搜索及び処理
- （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

また、災害が発生する恐れがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に

対しても、救助を行うことができる。

西海市における災害救助法の適用基準

	基準の内容
適用基準Ⅰ	・市内で、50世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅱ	・県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市内で25世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅲ	・県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅳ	・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

5 法適用の手続

市長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は被害状況をすみやかに知事に報告するものとする。

第11章 社会秩序を維持する活動

（市民課、西海警察署）

1 市

市長は、市の区域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、または混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置または広報の実施を要請する。

2 西海警察署（県警察）

（1）被災地等におけるパトロール活動

ア 無人店舗、家屋等の防犯対策

県警察は、被災後の住宅街、商店街等における各種犯罪を防止するため、無人店舗、家屋等のパトロールを推進し防犯対策を徹底する。

また、災害の危険等があり、被災者が自宅の場所に立ち入ることができない場合には、パトロールにより被災者の住宅の状況を把握し、情報を提供するように努める。

イ 相談、トラブル防止対策

県警察は、避難所等における流言飛語や各種トラブルによる被災者の治安に対する不安感を払拭するため、パトロールや相談しやすい環境を整備し、被災者・避難者の安全・安心を確保する。

ウ 被災地等における要配慮者への支援

県警察は、被災地等の要配慮者が犯罪被害に遭う不安を解消し、安全・安心を実感できるようにするため、巡回・パトロール活動を推進する。

（2）重点を指向した各種犯罪の取締まり

県警察は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、義援金名目の詐欺事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行い、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

（3）地域住民と連携した防犯活動

ア ボランティアと連携した防犯活動

県警察は、被災地等における犯罪の防止を徹底するためには、各種ボランティア関係機関・団体等と連携した上で、きめ細かい警戒活動を実施する必要があることから、被災地において、自主的な防犯活動を行う団体に対するパトロール用品の提供、合同での警戒活動の実施等による活動支援を行う。

イ 適切な情報の提供

県及び県警察は、地域住民等による、より効果的な自主防犯活動が行われるように、犯罪等の発生状況や被害の防止方法等の安全確保にとって必要な情報の提供を行う。

第12章 地域への救援活動

（市民課、健康ほけん課、福祉課、上水道課、下水道課、建設課、住宅建築課、環境政策課）

第1節 食料・生活必需品の確保

日常生活に支障をきたした被災者に対して行う食料その他の生活必需品、飲料水及び燃料の供給、医家救援活動、保健、衛生等の確保活動、死体捜索並びに応急住宅の確保について市、県、自主防災組織、市民等が実施する。

1 市

（1）物資の調達

緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者とする。

これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達する。市は、必要に応じて次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。

ア 調達斡旋を必要とする理由

イ 必要な緊急物資の品目及び数量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ 経費負担区分

キ その他参考となる事項

（2）緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織（または被災住民）の協力を求め、公平の維持に努める。

（3）市は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理設備の利用等による炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。

（4）市は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努める。

（5）市は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の提供のための体制を緊急整備する。

2 市民及び自主防災組織

（1）緊急物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに県民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は市町村が支援する。

（2）自主防災組織は、市が行う緊急物資の配分に協力する。

（3）自主防災組織は、必要により炊き出しを行う。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

3 日本赤十字社長崎県支部

日本赤十字社長崎県支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、速やかに市を通し被災者に配分する。

第2節 給水活動

1 市

- (1) 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- (2) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。
 - ア 給水を必要とする人員
 - イ 給水を必要とする期間及び給水量
 - ウ 給水する場所
 - エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
 - オ 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数
- (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- (4) 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は災害発生から3日間1人1日当たり3ℓ、その後は20ℓを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
- (5) 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る応急救助の実施事項は、基本計画編第3編災害応急対策に準じることとする

2 市民及び自主防災組織

- (1) 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれの飲料水を確保する。
- (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。
- (3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- (4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

第3節 燃料の確保

1 市

- (1) 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給または斡旋を行う。
- (2) 市長は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の調達ができないときは次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。
 - ア 必要なLPガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数

2 市民及び自主防災組織

地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス及び器具等を確保する。

第4節 廃棄物処理

1 災害による廃棄物の処理

- (1) 市は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (2) 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には県に対して支援を要請する。

2 仮設便所等のし尿処理

- (1) 市は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。
なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- (2) 市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

3 生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案し、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

4 その他の災害廃棄物の処理

- (1) 市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破碎・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。
- (2) 処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の行程等ごとに必要な事項について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

※ 行程等及び主な事項については、第3編 第21章「災害廃棄物の処理」表を参照

第5節 死体の搜索及び処理

1 市

- (1) 警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の搜索を行う。
- (2) 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引き取り人が判明しない場合は所持品等を保管のうえ火葬する。
- (3) 市長は、死体の搜索、処理、埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。
 - ア 搜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
 - イ 搜索地域
 - ウ 埋葬施設の使用可否

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

エ 必要な輸送車両の数

オ 死体処理に必要な機材、資材の品目別数量

2 西海警察署（県警察）

市と協力し、または必要に応じて他の所轄に応援を要請するなどして、死体調査要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体の死因、又は身元の調査、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

第6節 応急住宅の確保

1 市

（1） 応急仮設住宅の設置

市は、応急仮設住宅の設置を行うこととされた場合は、建設業関係団体等の協力を得て建設する。

（2） 応急仮設住宅の建設用地

建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地のうちから、災害の状況に応じて選定する。

（3） 応急仮設住宅の入居者の認定

市は、応急仮設住宅を大数に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努める。

この場合において、入居決定にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者の実態に応じた配慮を行う。なお、市は、入居事務について必要に応じて県に応援を要請する。

仮設住宅は市が管理する。

（4） 住宅の応急修理

住宅の応急修理を行うこととした場合は、建築業関係団体の協力を得て、応急修理を行う。

また、応急修理の対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

（5） 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、または建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋または調達を要請する、

ア 応急仮設住宅

（ア） 被害戸数（全焼、全壊、流失）

（イ） 設置を必要とする住宅の戸数

（ウ） 調達を必要とする資機材の品目及び数量

（エ） 派遣を必要とする建築業者

（オ） 連絡責任者

（カ） その他参考となる事項

イ 住宅応急修理の場合

- （ア） 被害戸数（半焼、半壊）
- （イ） 修理を必要とする住宅の戸数
- （ウ） 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- （エ） 派遣を必要とする建築業者数
- （オ） 連絡責任者
- （カ） その他参考となる事項

市長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の区域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

- （6） 住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別）
- イ 除去に必要な人員
- ウ 除去に必要な期間
- エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
- オ 除去した障害物の集積場所の有無

（7） 建築相談窓口の設置

市役所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。市長は、この事務について、市職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

2 西海警察署（県警察）による被災者等への情報伝達活動

（1） 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害弱者に配慮した伝達を行う。

（2） 相談活動の実施

災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため行方不明者相談所、消息確認電話相談窓口等の設置に努める。さらに、避難所等に避難してからの被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進する。

（3） 多様な手段による情報伝達

地域に密着した活動等を通し、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報誌や交番速報、ファックスネットワーク等を活用し、或いは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達する。

第13章 医療・保健に係る対策

（健康ほけん課、福祉課、環境政策課、農林緑推進課）

1 被災地における医療の確保

（1）救護所及び避難所救護センターの設置

市は、被災状況等を勘案し、保健センターに救護所を設置する。なお、救護所を設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

（2）保健医療活動従事者の確保

市は、救護班の編成について、必要に応じ県に派遣を要請する。

（3）救急患者及び医療救護班の搬送体制の確保

ア 市、西彼保健所、県、日本赤十字社長崎県支部等は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送体制の確保を要請する。

イ 市、西彼保健所、県、日本赤十字社長崎県支部等は、医師、看護師等の救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に要請する。

（4）医療施設の入院患者等に対する安全対策

ア 医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入院患者等の安全を確保する。

イ 入院患者等の避難を実施するにあたって、マンパワーの不足、移送先医療施設の調整が必要な場合は、医療施設からの要請により、県及び市町はマンパワーの確保、移送先医療施設の斡旋等の支援を行う。

（5）医療施設への電気、ガス、水道の確保

ア 被災地域内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

イ 市及び西彼保健所は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

ウ 市及び西彼保健所は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

2 救護班の派遣等

市は、必要に応じて、医師会・地域災害医療センターまたは県に、救護班の派遣について要請する。

（1）救護班は、避難所等に開設する救護所等において次の救護活動を行う。

ア 患者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）

イ 応急的な医療

ウ 助産（分娩の介助、分娩前後の処置）

エ 死体の処理（死体の識別等のための処置、検案）

（2） 救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする

ア 被害の規模、状況等を勘案して西彼保健所による調整が十分可能であると認められる場合には、西彼保健所が行う。

イ 被害の規模、状況が甚大である場合、西彼保健所の機能等に甚大な被害が発生している場合等西彼保健所自らが当該調整を行い得ない場合には、県が、西彼保健所と協力し、これを行う。

3 保健師等による健康管理

市及び西彼保健所は、次により被災者の健康管理を行う

（1） 別途策定する実施計画に基づき、保健師等による保健指導及び栄養指導等を実施し、被災者の健康管理を行う。

（2） 被災者及び救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センターを中心にメンタルヘルスカケアを実施する。

（3） 特に、避難の長期化に伴う避難者の健康状態の悪化、インフルエンザ等の流行、ストレス障害等の予防に努め、避難所への避難者及び在宅や車中泊避難等避難所以外の場所への避難者に対して、エコノミークラス症候群対策などの健康管理及びメンタルヘルスカケアを実施する。

4 医薬品等の供給

（1） 医薬品等の確保及び供給

ア 市は、市内医療機関や薬局を通じ医薬品等の確保を図る。

イ 市は、市内で十分な医薬品等の確保ができない場合は、県に対し供給要請を行う。

ウ 市は、市内で血液が確保できないときは、県に対し供給要請を行う。

（2） 医薬品の仕分け及び管理

県、市は、救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

5 防疫対策

県及び市は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

（1） 市は、防疫対策を実施し、感染症発症の未然防止に万全を図る。

（2） 市は、防疫に必要な器具機材等が十分に調達できないときは県に対し、要請を行う。

（3） 市は、避難所の簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。また、避難所の施設の管理者を通して衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努める。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

6 個別疾患対策

（1）人工透析

県及び市は、公益社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、広報紙、報道機関を通して、的確な情報を提供することにより、慢性腎障害患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対し、人工透析受療の確保を図る。

（2）難病等

ア 県は、難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握するとともに、広報誌、報道機関等を通じた確かな情報を提供することにより、難病患者の受療の確保を図る。

イ 県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずる。

7 動物対策

（1）犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。

ア 県

（ア）長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。

（イ）市に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。

（ウ）必要に応じて、九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。

イ 市

（ア）愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める

（イ）管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。

（2）家畜の保護・管理対策

ア 市は、震災発生後、畜舎の倒壊又は余震等により倒壊の恐れがあり適正な飼育が困難であると判断するときは、家畜の管理者に対し安全な場所に家畜を避難させるように指導するとともに、必要に応じて家畜の避難先を確保するよう努める。

イ 市は、原則として死亡獣畜を化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、化製場法に基づき、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、西彼保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後に埋却し、処理の場所について届け出る。

第14章 福祉に係る対策

（健康ほけん課、福祉課、長寿介護課、こども家庭課）

1 福祉に係る災害応急体制

非常災害の発生に際しては、膨大な種類と量の業務が発生することから、市においては、災害の規模及び市における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- （1） 災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、障害者、高齢者、乳幼児等に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- （2） 近隣市町村民生部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。
- （3） 市において十分な対応がとれないときは、県に対し応援を要請する。
- （4） 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意し、対策を講ずる。

2 要配慮者に係る対策

非常災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、被災市町村は、以下の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

- （1） 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者、乳幼児等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める
- （2） 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとること。
 - ア 避難所へ移動する。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。
- （3） 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

3 社会福祉施設等に係る対策

- （1） 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

第4編 災害応急対策計画（震災対策）

- （2）被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- （3）被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常用生活用品、マンパワーの不足数及び施設の被災等により転所が必要な入所者数等について把握し近隣施設、県・市町等に支援要請する
- （4）県・市は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う
 - ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
 - イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
 - ウ ボランティアへの情報提供などを含め人材を確保する。
 - エ 施設の被災等により入所者の転所が必要となった場合に、転所先施設の斡旋等の支援を行う。

4 障害者、高齢者及び乳幼児に係る対策

県・市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者、高齢者及び乳幼児に係る対策を実施する。

- （1）被災した障害者、高齢者及び乳幼児の迅速な把握に努める。
- （2）掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者、高齢者及び乳幼児に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- （3）避難所等において、被災した障害者、高齢者及び乳幼児の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
- （4）被災した障害者、高齢者及び乳幼児の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、ミルクおむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- （5）関係業界、関係団体、関係施設を通し、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- （6）補助や介護を要し一般の避難所での生活が困難な障害者、高齢者及び乳幼児等を受け入れることができる設備や体制を整えた避難所や社会福祉施設等を活用して分散して設置し、対象となる要配慮者の誘導、移送等の措置を講じる。
- （7）避難所や在宅における障害者、高齢者及び乳幼児に対するニーズ調査を行い、食料・生活物資等の提供に加え、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

5 児童に係る対策

- （1）県・市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。
 - ア 避難所の責任者等を通し、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握する。
 - イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握しその情報を親族等に提供する。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、母子寡婦福祉資金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 県・市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第15章 応急教育活動

（教育委員会）

小・中・高等学校の児童生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に可能な限り応急教育を実施する。

1 応急教育計画の作成

公立学校の校長は、市または県の教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

（1）被害状況の把握

児童生徒、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

（2）応急教育の計画

ア 教職員を動員し施設、設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、応急仮設校舎を建設するとともに、必要があるときは市または地域住民等の協力を求める。

イ 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、すみやかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

ウ 全生徒を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。

エ 児童生徒を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

オ 教育活動の再開にあたっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。

（3）学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利用について必要な指示をする。

イ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、整備の保全に努める。

ウ 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法など応急教育活動と避難活動との調整についてあらかじめ市と必要な協議を行う。

この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。

エ 学校が避難所となった場合における教職員や児童生徒の対応マニュアルをあらかじめ作成し、周知するよう努める。

（4）施設及び教職員の確保

知事または県教育長は、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について市、市教育委員会、または県立学校の要請により必要な措置を講ずる。

（5）教科書、学用品等の給与に関する措置

災害救助法に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、基本計画に準ずる。

2 高校生の災害応急対策への協力

高等学校において、登校可能な生徒を、教職員の指導の下に学校の施設、設備等の応急復旧整備作業に協力させる。また、状況に応じ地域における応急復旧または救援活動等に協力するよう指導する。

第16章 市有施設及び設備等の対策

（防災基地対策課、建設課、住宅建築課、上水道課、下水道課）

災害応急対策及び災害復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図る。

1 公共施設等

県及び市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を、速やかに実施するとともに、以下の国土保全施設、ライフライン、公共施設等の応急復旧を迅速に行う

（1）港湾及び漁港施設等

ア 後背地に対する防護

防潮堤の破堤または決壊のおそれがある場合には補強工事を行い、破堤または決壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

イ 航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

ウ けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

（2）河川及び海岸保全施設

河川、海岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

（3）道路

ア 応急工事

被害の状況に応じて、概ね次の仮工事により応急の交通確保を図る

（ア）排土作業または盛土作業

（イ）障害物の除去

（ウ）仮舗装作業

（エ）仮道、さん道、仮橋等の設置

イ 応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

ウ その他

上水道、下水道施設、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行う。なお緊急時においてそのいとまがないときは、直ちに応急措置を行い、事後連絡する。

（4） 砂防施設

ア 流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵または板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、または効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

イ 砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

（5） 災害応急対策上重要な庁舎等

市役所等の防災上重要な庁舎の施設、設備を緊急点検し、防災機関としての機能に支障がないよう緊急措置を講じる。

第17章 防災関係機関の講ずる災害応急対策

（上水道課、下水道課、建設課、住宅建築課、九州電力、N T T西日本）

1 上水道施設、簡易水道施設

- （1）災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講ずる
- （2）応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- （3）給水車の配置、配管の仮設等による応急給水に努める。

2 下水道施設

- （1）応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う
- （2）管渠の閉塞防止の応急措置を行う。
- （3）終末処理場、汚水処理場等の機能回復のため、必要な措置を講ずる

3 電 力

- （1）災害時の電力供給

地震災害により電力供給施設に被害を受けた場合は、「非常災害対策措置要則」に基づき復旧体制を確立し、被害状況の把握に努めるとともに、電力供給のために必要な措置を講ずる。

- （2）被災施設の調査と災害復旧

災害発生後速やかに被災施設の調査を行い、その状況から最善の復旧計画を立案し、社内外からの動員及び起動力の活用等総力をあげて復旧に努める。

- （3）電力施設の災害予防措置

電力施設の災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じている。

また、非常災害が予測される場合は、必要に応じ適切な予防措置をとり、災害の未然防止、または拡大防止に努める。

4 L P ガス

- （1）L P ガスは、安全が確認されるまで使用しないように広報する。
- （2）L P ガスの、安全点検を実施する。
- （3）避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- （4）応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

5 通 信

- （1）通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため次の必要な措置をとる。

ア 臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じポータブル衛星装置・衛星携帯電話等の運用、臨時公衆電話の設置。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。

ウ 防災関係機関が設置する通信網との連携協力

（2）応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

（3）通信の早期疎通を図るため工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

6 道 路

（1）道路管理者は、相互に連携し道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。

（2）道路管理者は、相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。

（3）道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講じる。

（4）交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第18章 自発的支援の受け入れ

（防災基地対策課、市民課、福祉課、政策企画課、社会福祉協議会）

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、市においては適切に対応する。

1 ボランティアに係る対策

（1）災害ボランティアセンターの設置

ア 市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動の拠点として、市災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市は、市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を実施する。

（2）ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」に基づくものとする。

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせに対しては（医療・看護等専門的な技術を要するボランティアを除き）、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受付窓口となるボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションへ連絡する。

イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションは、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

ウ 医療・看護等専門的な技術を要するボランティア各担当セクションについては、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門的な技術を要するボランティアについての受付及び活動状況に関して、各担当セクションは、庁内の災害ボランティアに関する総合窓口セクションへ連絡する。

（3）ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ 出火防止・消火活動 | ○ 安否確認（要配慮者等） |
| ○ 避難誘導 | ○ 情報の収集・提供 |
| ○ 行政機関との連絡調整等 | ○ 炊き出し |
| ○ 物資運搬 | ○ 救援物資の集配 |
| ○ 募金活動 | ○ 土砂、瓦礫等の片付け・清掃 |

（但し、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。）

第19章 義援金・見舞金等の配分計画

（市民課、会計課、福祉課）

1 義援金の配分

県及び市は、義援金については、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

（1）実施機関

県、市、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会

（2）募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

（3）保 管

個人、法人及び各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理するとともに厳重に保管する。

（4）配 分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、市を通し被災者に配分する。

2 義援物資の受け入れ

県及び市は、関係機関の協力を得ながら、避難所等の被災者の物資のニーズを把握し、備蓄・調達の状況を踏まえ、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを整理し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部並びに、報道機関やホームページを通して、国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

市は、避難所等における義援物資のニーズ把握や支給については、民間団体やボランティアと連携して、状況に即してきめ細かく行うよう努める。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

（1）市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付制度に関して、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

（2）生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

県及び市社会福祉協議会は、災害援護資金に関して、被災者に広く周知を図るとともにこれらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第20章 津波浸水想定

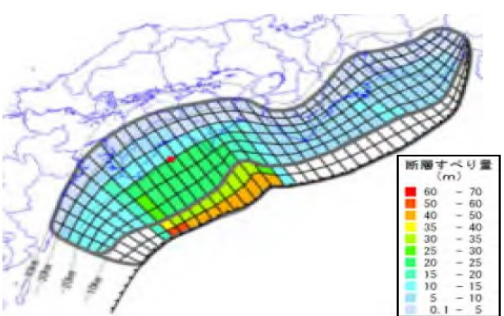
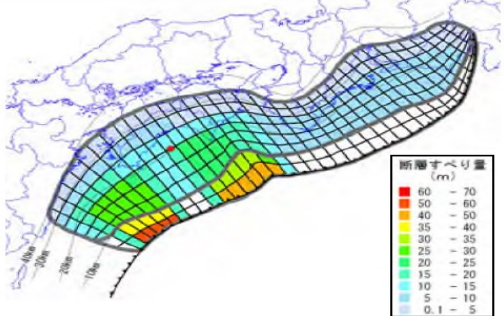
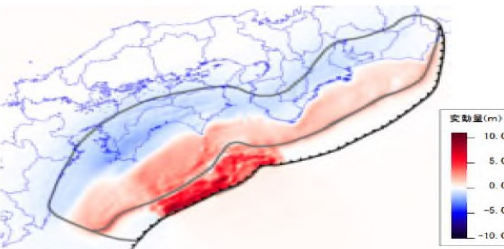
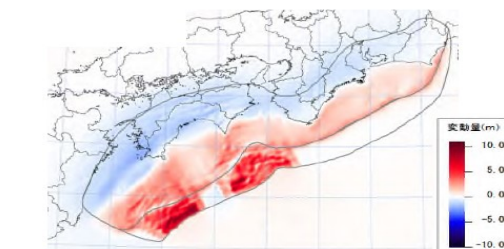
（防災基地対策課、建設課、ふるさと資源推進課）

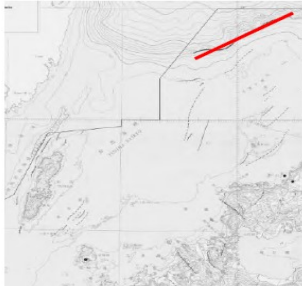
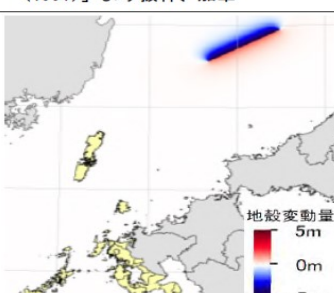
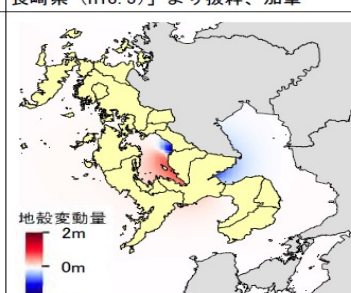
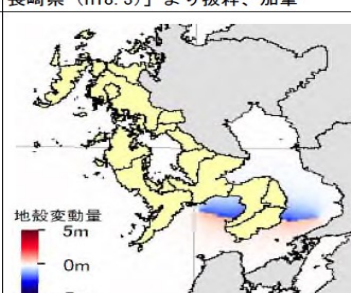
長崎県は、平成24年6月13日に「津波防災地域づくりに関する法律」（以下「津波法」という。）が施行され、同法第8条第1項の規定により、都道府県知事が、市町村が「津波防災地域づくり」を推進するための基礎となる「津波浸水想定」を設定することとなった。

「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が、悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものであり、平成24年8月29日に内閣府が公表した南海トラフ巨大地震津波に関する知見や、県が既に公表している雲仙地溝南縁断層帯などに起因する地震による津波など地域の状況を踏まえ、平成26年3月31日に「津波浸水想定」を公表している。

（1）最大クラスの津波の選定

長崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、海溝型地震については内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の11モデルのうち、ケース5、ケース11を想定している。また、活断層型地震については、橘湾～有明海を震源とする「雲仙地溝南縁東部断層帯と雲仙地溝南縁西部断層帯の連動」、日本海を震源とする「対馬海峡東の断層」、有明海を震源とする「大村・諫早北西付近断層帯」の3断層モデルによる津波断層モデルを想定している。

対象 津波	海溝型地震 「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（H24.8.29）による想定地震津波	
	ケース5	ケース11
マグニ チュード*	Mw = 9.1	
使用 モデル	南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）モデル	
概要	説明	○ 内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された南海トラフのうち長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケースを選定。
	震源域	 
	地盤の鉛直方向 変動量分布	 

対象津波		活断層型地震 「長崎県独自モデル」による想定地震津波		
		対馬海峡東の断層	大村-諫早北西付近断層帯	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動
マグニチュード	Mw=7.4	Mw=6.7	Mw=7.1	
使用モデル	佐賀県 (H22) モデル	長崎県モデル		
概要	説明	○ 「佐賀県地震・津波等減災対策調査、佐賀県 (H22)」の調査検討結果を踏まえ、長崎県が設定したモデル。	○ 平成 18 年長崎地震発生想定委員会によって設定された、独自モデル。	○ 地震調査研究推進本部の長期評価が実施された断層モデルのうち、長崎県内の沿岸に影響が大きいと考えられるケース。
	震源域	 「新編日本の活断層、活断層研究会 (1991)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県 (H18.3)」より抜粋、加筆	 「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書、長崎県 (H18.3)」より抜粋、加筆
	地盤の鉛直方向変動量分布	 地殻変動量 5m 0m -5m	 地殻変動量 2m 0m -2m	 地殻変動量 5m 0m -5m

(2) 津波断層モデル毎の津波水位等

西海市	影響開始時間 (分)	最大津波到着時間 (分)	最高津波水位 (T.P. +m) ※
南海トラフ ケース 5	88	167	4
南海トラフ ケース 11	141	167	4
対馬海峡東の断層	159	197	3
大村・諫早北西付近断層帯	5	34	3
雲仙地溝南縁東部断層帯と 雲仙地溝南縁西部断層帯の連動	67	221	2

※標高は東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P. +m）

(3) 津波浸水想定図

長崎県では、県内の全ての沿岸で、最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域及び水深を示した、津波浸水想定図を公表している。

(<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kowan-kuko/kouwan-kowan-kuko/>)